

## みんなでつくる

### 自治基本条例⑬

#### 自治基本条例とは

市民や議会、行政などがそれぞれの役割を果たしながら、「市民が主役のまちづくり」を進めていくための基本的なルールのことです。

#### 条例制定までの流れ

市の課題などを話し合う → 条例のたたき台を作る → 条例の素案を作る → 条例の原案を作る → 条例案を作る

現在、市民ワーキンググループでは「たたき台」を作っています。今回は、その中から＜市長、職員の責務＞についてご紹介します。

社会経済情勢が大きく変化する中、市長は市民の意見に耳を傾け、またリーダーシップを発揮し、市政のかじ取りをするなど、あるべき姿を定めるものです。また、市の職員も知識と能力を高めるとともに創意を持って課題等の解決に努めなければならないことなどが定められています。

#### 【市長、職員の責務（案）の要旨】

- ・市長は、市民の負託に応え、市の代表者として市民との対話を重視し、公正かつ誠実に市政を運営しなければならない。
- ・市長は、市の将来像を明らかにするとともに、リーダーシップを最大限に発揮し、まちづくりの推進に努めなければならない。
- ・市職員は自らも市民であるという自覚を持ち、一市民からの視点を生かして積極的にまちづくりに参加するよう努めなければならない。

#### 第21回市民ワーキンググループ会議

**11月16日(金)** 午後7時～9時

市役所7階中会議室



市ホームページの自治基本条例の取組ページに、過去の会議の内容（資料、会議要旨）を掲載しています。併せて、自治基本条例に関するご意見も随時、募集しています。また、市民ワーキンググループ会議は原則、公開していますので、傍聴を希望する人は企画課までお問い合わせください。

#### 【行政資料コーナー】

市役所1階行政資料コーナーに自治基本条例関係の資料を置いていますので、ご利用ください。

【問合せ】 ☎ 877-8601

（住所記載不要）企画課政策企画係

☎ 22-8227（市役所6階）

（FAX）22-8324

（メール）kikaku@city.hita.oita.jp

#### 人権コラム

### 心、豊かに

#### 市民意識調査報告⑧

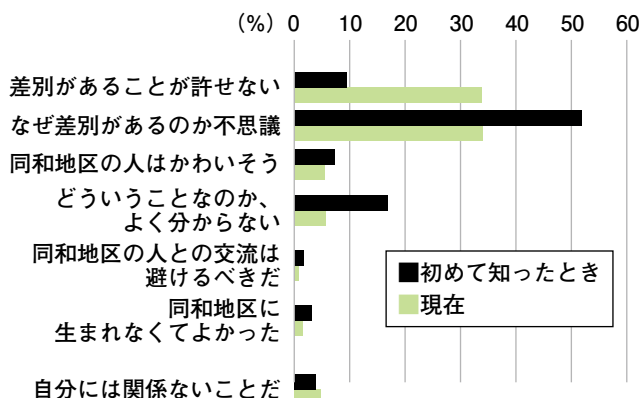
大分県人権啓発  
イメージキャラクター  
こころちゃん



今回は、「同和問題（部落差別問題）」についての調査結果をお知らせします。

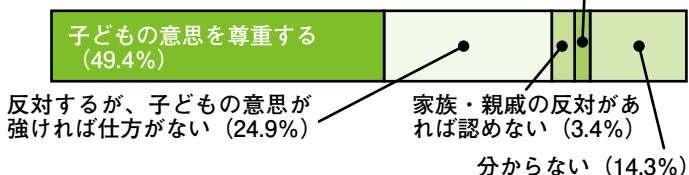
同和問題を「初めて知ったときと現在の思いについて」は【グラフ①】のとおりです。初めて知ったときと比べると、現在は「なぜ差別があるのか不思議」や「どういうことなのか、よく分からない」が減少し、「差別があることを許せない」が増加するなど気持ちの変化が顕著です。次に、「同和地区出身の人との結婚について」は【グラフ②】のとおりです。自分の結婚相手の場合「結婚しない」「分からない」が約3割あります。当事者となると判断が付きにくくなり、出身地を理由に結婚を断るといった差別につながる可能性が見受けられる結果となりました。次回も、引き続き同和問題についての調査結果をお知らせします。

【グラフ① 初めて知ったときと現在の思いについて（1つ回答）】

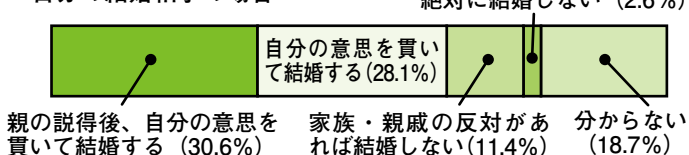


【グラフ② 同和地区出身の人との結婚について（1つ回答）】

・親として子どもの結婚相手の場合 絶対に認めない (2.3%)



・自分の結婚相手の場合



※無回答、その他の回答はグラフに含まれません。

【問合せ】 人権啓発センター ☎ 22-8017（市役所別館1階）